

令和2年度

1. 諮問事項

- ① 市民協働のまちづくりに関する取り組みの審議及び評価について
- ② 今後の推進体制について
- ③ 瑞穂市まちづくり基本条例の見直しについて

2. 協議結果

【第1回 令和2年9月24日】

取り組みの審議及び評価について

○「情報の共有」に関する施策

情報通信ネットワークの発達により、さらに幅広い情報発信の手段が活用できる。

若者や自治会未加入者へ情報を伝えるには、広報誌では不十分。SNS等の様々な手段を活用し、情報が行き届くように再検討し、発展的に進めて欲しい。

○「市民の参加・参画」に関する施策

「参加・参画・協働」に関するガイドラインの作成が未着手なので進めて欲しい。

社会の変化等に合わせ、「まちづくり推進プラン」と異なる手法等に置き換えて目標達成を目指すことも選択肢のひとつだが、その際には手続きが必要。最終目標に届くよう今の時代にあった取り組みについて事務局で検討する必要がある。

○「協働」に関する施策

「人材バンク」・「市民向けの研修会」が未着手なので進めて欲しい。

市民の参加・参画や各種団体の地域づくり活動がより一層促進されるよう、支援施策や支援組織をつくることも重要である。

「担い手育成」を更に進めて欲しい。若者や子どもの参画について重点を置いて進めていくこと。そのためには、夢のあるビジョンを可視化する必要がある。

【第2回 令和2年10月26日】

今後の推進体制について

○地域の体制

瑞穂市の地域の状況は、自治会によって多様であるため、特徴の異なる自治会同士や、得意分野を持った他団体が、小学校区の中で支え合いまちづくりを進めていく必要がある。さらに市民活動を推進するためには、市民と行政の間に立ち、きめ細やかな支援を行い、市民目線で市民活動を支える中間支援組織があると良い。中間支援組織がこういった機能を持ち、どう位置付けていくのかは、時間をかけて検討する必要がある、瑞穂市に合ったものでないといけない。

○行政の体制

市民に分かりやすい組織体制、総合案内の設置等を検討する。

また、庁内の連携を密にするために、情報共有の方法等も検討すること。さずな会議（瑞穂市まちづくり基本条例推進会議）での連携をさらに強めることに加え、若い職員も含め、職員全体での情報共有ができる環境をネットワーク等を活用し構築する。

○その他意見

高齢者の活躍できる社会をつくることは大きな資源になるので、大切な視点とする。

【第3回 令和2年11月24日】

条例改正について

「まちづくり推進プラン」の進捗状況から見えてくる課題や、社会、地域の情勢等の変化をふまえ、条例の見直しが必要である。ただし、具体的な見直し内容については、慎重かつ丁寧に審議・検討する必要があることから、次年度以降、詳細について協議していく。

3. 今後のスケジュール

12月 4日（金）まで	事務局にて答申（案）を作成し、各委員に送付。
12月11日（金）まで	各委員より意見を事務局へ送付。
12月18日（金）まで	益川会長、事務局で最終調整し、各委員へ送付。
12月24日（木）	益川会長より市長へ答申（中間答申）